

岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例

岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</u></p> <p><u>(9) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。